

環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉、
アメリカ合衆国協定適用牛肉並びに英国協定適用牛肉の輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項及び第5項の規定に基づき、令和6年度における環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉並びに英国協定適用牛肉の輸入数量を下記のとおり公表する。

記

○環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量

令和6年度における輸入基準数量：660,800トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	19,390トン	641,410トン	令和6年4月17日
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
5月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
6月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
7月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の3の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和6年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

・輸入数量にはオーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量を含む。

○欧州連合協定適用牛肉の輸入数量

令和6年度における輸入基準数量：48,167トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	242トン	47,925トン	令和6年4月17日
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
5月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
6月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
7月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の37の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和6年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

○アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量

令和6年度における輸入基準数量①：261,360トン、輸入基準数量②：660,800トン

月	旬	累計輸入数量① (アメリカ合衆国協定 第一輸入数量※1)	輸入基準数量①と 累計輸入数量① との差分	累計輸入数量② (アメリカ合衆国協定 第二輸入数量※2)	輸入基準数量②と 累計輸入数量② との差分	公表日
4月	上旬	11,906 トン	249,454 トン	31,297 トン	629,503 トン	令和6年4月17日
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
5月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
6月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
7月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
8月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
9月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
10月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
11月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
12月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
1月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
2月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	
3月	上旬	-	-	-	-	
	中旬	-	-	-	-	
	下旬	-	-	-	-	

【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の44の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は令和6年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

※1 アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量。

※2 アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量と環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量との合計数量。

○英国協定適用牛肉の輸入数量

令和6年度における輸入基準数量：48,167トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
4月	上旬	323トン	47,844トン	令和6年4月17日
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
5月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
6月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
7月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
8月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
9月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
10月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
11月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
12月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
1月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
2月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	
3月	上旬	-	-	
	中旬	-	-	
	下旬	-	-	

- 【備考】・関税暫定措置法施行令別表第1の51の項に掲げる物品。
 ・累計輸入数量は令和6年4月1日から各旬末日までの輸入数量。
 ・輸入数量には欧州連合協定適用牛肉の輸入数量を含む。